

スポーツ大会出場費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、全県大会規模以上の大会に出場する北秋田市在住の小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒に対し、大会出場に係る費用の負担軽減を図り、もって児童生徒のスポーツ振興を図ることを目的として、市がその一部を補助することに関し、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象大会は、次に掲げる大会とする。

（1）秋田県スポーツ少年団種目別大会

（2）本市を含む地域を対象とした地区予選を経て出場する全県、東北及び全国規模の大会

（3）選考会等を経て出場する東北及び全国規模の大会

（4）その他、市長が認めた大会

2 前項の大会については、次の団体が主催、共催、後援する大会に限るものとする。

（1）公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体

（2）前号の団体に加盟する都道府県の競技団体

（3）都道府県のスポーツ協会

（4）日本スポーツ少年団及び都道府県スポーツ少年団

3 補助金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

（1）北秋田市に住所を有する小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒で、北秋田市児童生徒スポーツ競技者登録を行った者

（2）北秋田市に住所を有し、前号に該当する者を指導する監督及びコーチ（以下「監督等」という。）で北秋田市児童生徒スポーツ競技者登録を行った者

（3）その他、市長が認めた者

(補助金対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、大会の参加に伴う参加費、交通費、宿泊費とし、それぞれ別表に定める算定基準により算出するものとする。ただし、それぞれの経費については、他の補助金等との併用は認めないものとする。

2 天災や悪天候により順延、延期又は中止となった日にかかる経費は、補助対象外とする。

(補助対象人員)

第4条 補助対象となる人員は、当該大会の開催要領等に定める参加資格を持つ児童及び生徒で、大会参加申込書に記載されるものの人数に、監督等を最大2人まで（参加児童生徒が5人未満のときは1人とする。）を加えた人数とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定める額の10円未満の端数を切り捨てた額を合算した額とする。

- (1) 第3条第1項に定める参加費
- (2) 第3条第1項に定める交通費に3分の2を乗じた額
- (3) 第3条第1項に定める宿泊費に3分の2を乗じた額

2 前項第2号における1人当たりの上限額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 秋田県内 児童1,000円、生徒及び監督等2,000円に大会要項等に定めのある大会参加に要する日数を乗じた額
- (2) 東北地区 児童5,000円、生徒及び監督等10,000円
- (3) 東北地区以外 児童13,000円、生徒及び監督等26,000円

3 第1項第3号における1泊当たり上限額は4,000円とする。

(補助金申請手続)

第6条 補助金を受けようとする者は、要綱第3条第1項の規定により、次の掲げる書類を添えて大会出場日の10日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書兼収支予算書
 - (2) 大会の開催要項等
 - (3) 大会参加申込書
- 2 前項の申請は、団体である場合にあっては当該団体の代表者が、個人かつ未成年者である場合にあっては当該個人の保護者が行うものとする。

(実績報告の手続)

第7条 要綱第10条の規定による実績報告をするときには、次に掲げる書類を添えて、補助事業完了後10日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書兼収支決算書
- (2) 大会結果が分かる書類
- (3) 対象経費領収書（写）

(補助金の経理)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業についての収支の使途を明確にした帳簿を備え、支出内容等を証する書類を整備し、補助事業完了年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか 必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

対象経費	算定基準
参加費	大会要項等で定められている額とする。
交通費	申請者の拠点地の最寄り駅を出発地とし、北秋田市職員等の旅費に関する条例第12条の規定に準じて算出した目的地までの鉄道賃とする。
宿泊費	県外開催の大会における競技（試合）前日からの宿泊に係る経費とし、対象とする宿泊数は3泊までとする。